

やん えい じん
楊 衛 民

学位の種類 博士（法学）
学位記番号 博第42号
学位授与年月日 平成14年5月22日
学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻 東北大学大学院法学研究科（博士後期3年の課程）
私法学専攻
学位論文題目 国際海上運送上の船舶衝突における損害賠償
論文審査委員 （主査）
教授 関 俊彦 助教授 西谷 祐子

論文内容の要旨

本論文は、国際海上物品運送において発生する船舶衝突に関する損害賠償の問題を、船主と船主、および、船主と相手方船舶の荷主という二つの当事者関係に分類し、それぞれの場合における損害賠償の負担、適用される準拠法の選定、訴訟を扱う裁判管轄の決定につき、条約、外国法、日本法の面から順次考察し、問題の所在を明確に提示しつつ合理的法律解釈の方向性を打ち出した好個の論文である。

第一編では、第一章において議論の出発点として船舶衝突の定義が条約や法律によって若干不統一であることを論じ、第二章では、船舶衝突における損害賠償の分担という、本論文の中心的課題である実質法の解釈問題を扱っている。その中で歴史的に寄与過失原則、損害平分負担原則、過失割合原則が認められてきた過程を追いつつ、結論的には1910年の船舶衝突条約、諸国法およびアメリカの判例法で認められている過失割合原則を支持している。さらに、船主が相手方船舶の荷主に対して負う賠償責任に関しては、荷主と船主の間で利用される免責約款に伴う難解な法律問題を生ずるが、本論文は、船主は荷主に対して共同不法行為者として連帯責任を負い、非運送船主は免除の規定によって免責約款の利益を享受することができると結論づけている。第三章では、船舶衝突による損害賠償の議論に不可欠な船主責任制限制度の歴史および外国法を検討した上で解釈論を展開している。

第二編では、船舶衝突の涉外問題として、第一章で全体を概観し、第二章で国際裁判管轄、第三章で準拠法の選定、第四章では船主責任制限の準拠法の選定を論じている。

船舶衝突に関する準拠法決定ルールについては、アメリカにおける硬直的な不法行為地方主義が、いわゆる「アメリカ抵触法革命」によって変容を受け、その成果が「抵触法第2リステイトメント」に反映された過程が整理され、また、イギリス法においては、伝統的にはダブル・アクションナビリティの原則によって、法廷地と不法行為地の双方において不法行為が成立していることが要件とされていたが、1995年法の制定後には原則として不法行為法だけが基準となっていることが示されている。さらに日本法については、1910年の船舶衝突条約と国際私法の適用関係について論じた上で、条約の適用がない場合には法例11条が適用され、船舶衝突がいずれかの領域内で発生した場合には不法行為地であるその国の法が適用されると述べている。

他方、公海上の船舶衝突に関しては、アメリカにおいて、準拠法は第一義的には共通旗国法により、それがなければ法廷地法によることが明かにされ、わが国においても、衝突船舶間で共通旗国法があればそれによること、旗国法が異なる場合には、一部の学説が主張するように旗国法の累積的適用によるのではなく、端的に法廷地法によるべきことを主張している。

論文審査結果の要旨

国際的な主権エゴが通用し、必要な法規の改正も放置されがちで、実務の法規範からの逃避も散見される海商法の分野では、問題を統合的に議論するための障害が少なくないため、本学的な研究が量的に低迷しているが、そのような状況の中で敢えてこのテーマを選択し、検討の対象が商法以外の専門分野に拡大することを躊躇せず、長期間を費やして船舶衝突をめぐる法律問題に切り込んでまとめ上げた成果は、その執念とともに、高く評価されなければならない。

国際海上運送における船舶衝突から生ずる損害賠償に関しては、複数国が法的関連をもつため、国際裁判管轄、準拠法の選定などの検討を省くことができないが、これに加えて請求権競合、損害賠償と船主責任制限制度および免責約款の関係など、民商法の微細な解釈論的処理をする必要に迫られる。本論文は、必要な文献を網羅した上で、これらの問題を省略することなく咀嚼し、それぞれの論点について条約、アメリカ法、イギリス法を中心とする外国法を丹念に参照しながら随所で説得的な解釈論を提示している。特に英米法については、判例を正確に理解し、そこから一定の法理を演繹することによって全体像をつかむという困難な作業に成功している。

もっとも本論文には、英米法などと日本法との比較から日本法の解釈論を展開するという視点に立つのであれば両者の関連をもっと有機的に関連づけて論ずる必要があるとか、わが国における国際的裁判管轄権のルールについて、わが国の司法権が及ぶ範囲を確定するというアプローチと、わが国の国内土地管轄規則を類推適用するというアプローチの対

立を踏まえて論ずる必要があるかとの不十分な点がないわけではない。しかし、本論文が対象としている研究分野が、文献が必ずしも十分であるとはいえない分野であること、商法を超えて、民法、国際私法（国際民事訴訟法）に及ぶ広い専門領域をカバーしなければならない分野であることなど、研究対象分野の特性に鑑みれば、そのことが論文に対して決定的なダメージを与えていると断ずることはできない。むしろ、国際海上物品運送における船舶衝突にかかる損害賠償問題を、実質法と抵触法を総合的視野に入れて分析し論じたという、先例の乏しい学際的研究の成果を評価すべきである。

以上により、本論文は博士（法学）論文の水準を満たしているものと思量する。